

国際情報工科自動車大学校学則

第1章 組織

(目的)

第 1 条 本校は、工業関係・文化教養関係の専門課程を設置し、社会に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、国際情報工科自動車大学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を福島県郡山市方八町二丁目4番15号及び福島県郡山市方八町二丁目2番30号とする。

第2章 課程および学科・修業年限・定員ならびに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 4 条 本校の課程・学科および修業年限ならびに定員は、別表1のとおりとする。

(学年・学期)

第 5 条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期:	4月 1日から	9月30日 まで
後期:	10月 1日から	3月31日 まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (4) 夏期休業 7月25日から8月31日まで
 - (5) 冬期休業 12月25日から1月7日まで
 - (6) 春期休業 2月11日から4月10日まで
 - (7) 開校記念日 12月11日
 - (8) 新緑休業 4月29日から5月7日まで
- 2 校長は、その必要があると認めた場合は、休業日を変更することがある。

第3章 教育課程・授業時間数および教職員組織

(教育課程・授業時数・単位換算・成績評価)

第 7 条 本校の教育課程および授業時間数は、別表2のとおりとする。

2 教育課程、授業時間数の特例

次の各号に該当する場合、課程の修了に必要な総時間数の4分の3を限度として、その履修、学修等が教育上有益で本校の教育課程に相当すると認められる場合、すでに履修したものとみなすことができる。

- (1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修等
- (2) 専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修等
- (3) 本校に入学する前(転編入学は除く)の授業科目の履修等

3 授業時間数の単位数への換算

本校の授業科目の授業時間を単位数に換算する場合には、講義及び演習は16時間をもって1単位とし、実習・実技及び実験は32時間をもって1単位とする。

4 成績評価

- (1) 授業科目の成績評価は学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘定して行う。但し、成績評価の細則は別に定める内規による。
- (2) 出席時間数が授業時間の80%に達しない者は、その科目については、(1)の評価を受けることができない。但し、1級自動車工学科、自動車車体工学科、自動車工学科、国際自動車科については、出席時間数が授業時間の95%以上とする。

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業および終業の時刻は、9時30分より17時10分までとする。

(教職員組織)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教員 | 12名以上 |
| (3) 講師 | 9名以上 |
| (4) 助手 | 必要に応じて置く |
| (5) 事務職員 | 1名以上 |
| (6) 校医 | 1名 |
- 2 校長は、校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第4章 入学・休学・退学および賞罰

(入学資格)

第 10 条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは、これに準ずる学校を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の定めるところにより、前号に準ずる学力があると認められる者
- (3) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で18歳に達した者。
 - 2 前項第3号にかかる審査方法等については、別に定める。
- (4) 本校建築CAD設計科卒業生及び建築士受験において受験資格を有する者は、建築士専攻科へ入学することができる。
- (5) 留学生の入学においては下記1,2全ての条件を満たす事。
 - 1 日本または外国で12年間以上の学校教育を修了した者、または高等学校卒業と同等の学歴を有する者。
 - 2 日本語の読み・書き・会話が十分にでき、留学試験(日本語200点以上)、N2合格または同等レベルの者。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続き)

- 第 12 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第22条に定める入学検定料を添えて期日までに出願しなければならない。
- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
 - 3 本校の入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第22条に定める入学金を添え手続きをとらなければならない。

(編入学)

第 13 条 次に該当する者で編入学を希望する者は、選考の上校長が許可することがある。

- (1) 大学・短期大学・専門学校を卒業した者
- (2) これと同等以上の学力があると認められた者
- 2 第一種自動車整備士養成施設において、3級自動車整備士養成課程又は2級自動車整備士養成課程を修了した者は自動車車体工学科2年次に編入学することができる。
- 3 2級ガソリン自動車整備士及び2級ジーゼル自動車整備士の資格を有する者、又は2級自動車整備士の資格について自動車整備士技能検定に規定する全部免除者となる要件を満たすもので、入学後6ヶ月以内に2級自動車整備士(ガソリン及びジーゼル)の合格証書の交付を受けられる者は、1級自動車工学科3年次に編入学することができる。

(進級要件)

第 14 条 1級自動車工学科において、3年次への進級資格として、2年次修了時に2級自動車整備士の資格について自動車整備士技能検定に規定する全部免除者となる要件を満たすもので、6ヶ月以内に2級自動車整備士(ガソリン及びジーゼル)の合格証書の交付を受けられる者とする。

(休学・復学)

- 第 15 条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって30日以上休学する場合は、診断書およびその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

- 第 16 条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

- 第 17 条 本校所定の課程を修了した者には学習評価の上、卒業証書を授与する。卒業証書は、様式1-1のとおりとする。
- 3 卒業時に修了すべき教育課程を修了しない者は、卒業延期とし当該課程を修了した時期に卒業を認定する。

(専門士称号授与)

- 第 18 条 前条により、別表3に掲げる学科を修了した者には当該専門課程の専門士の称号を授与する。

称号授与書は、様式1-2のとおりとする。(高度

専門士称号授与)

- 第 19 条 第17条により、別表3に掲げる学科の内、1級自動車工学科及び高度情報工学科を修了した者には当該専門課程の高度専門士の称号を授与する。
- 称号授与書は、様式1-3のとおりとする。

(褒賞)

- 第 20 条 成績優秀にして他の模範となる者については、褒賞することがある。

(懲戒)

- 第 21 条 次の各号の一に該当する者については、退学を命ずることがある。
- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者

(除籍)

- 第 22 条 生徒で次の各号の一に該当する者については、校長が除籍する。
- (1) 死亡の届出があった者
 - (2) 行方不明の届出があった者
 - (3) 授業料等納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

第5章 入学金・授業料その他

(納付金)

- 第 23 条 本校の入学金・授業料等は、別表4のとおりとする。
- 2 前項に定める授業料等を三箇月以上滞納した場合は、出席停止とする。

(寄宿舎)

- 第 24 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第 25 条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(養成指定機関)

- 第 26 条 養成指定機関としての認定を受けている学科における運営・当該資格の付与その他の基準等については、各養成指定基準に則り別に定める細則による。

(附帯事業)

- 第 27 条 附帯事業として、社会人等を対象とした講座を実施する。

第6章 補則

(補則)

- 第 28 条 この学則の実施に関し、必要な事項は学校長が別に定める。
- 2 必要と定める場合は、この学則に1若しくは複数の別紙を添付することができる。

附則

1. この学則は、平成14年4月1日より施行する。
但し、平成14年3月31日現在、郡山テクノデザイン専門学校に在籍する者については、国際情報工科専門学校の2年生に編入学する。
2. 平成15年2月19日 改訂
3. 平成15年4月1日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
4. 平成16年2月17日 改訂
5. 平成16年4月1日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
6. 平成17年4月1日 改訂
7. 平成17年3月9日 改訂
8. 平成17年12月26日 改訂
9. 平成18年4月1日 改訂
但し、学費について平成17年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
10. 平成19年2月22日改訂
11. 平成19年4月1日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
12. 平成20年4月1日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
13. 平成21年4月1日 改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
14. 平成22年2月26日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
15. 平成22年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
16. 平成22年11月29日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
17. 平成23年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
18. 平成23年12月22日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
19. 平成24年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
20. 平成25年1月29日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
21. 平成25年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
22. 平成26年2月4日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
23. 平成26年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
24. 平成27年2月19日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
25. 平成27年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
26. 平成28年3月30日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
27. 平成28年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
28. 平成29年3月31日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
29. 平成29年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
30. 平成30年4月1日改訂
なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

31. 平成31年3月29日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

32. 平成31年4月1日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

33. 令和2年3月31日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

34. 令和2年4月1日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

35. 令和3年3月31日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

36. 令和3年4月1日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

37. 令和4年3月31日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

38. 令和4年4月1日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

39. 令和5年3月31日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

40. 令和5年4月1日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を得た学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。